

奄美市告示第119号の4

奄美市ワーケーション企業等誘致促進事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和6年11月1日

奄美市長 安田 壮平

奄美市ワーケーション企業等誘致促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるワーケーションの促進を図るため、奄美群島（以下「群島」という。）外の個人事業主及び群島内に事業所を有しない法人企業に対し、予算の範囲内において奄美市ワーケーション企業等誘致促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク 情報通信技術等を活用して行う、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (2) コワーキングスペース さまざまな属性の人たちが空間を共有しながら仕事を行うための市内の施設をいう。ただし、飲食店及び宿泊施設等、仕事を行う場所の提供以外の事業が主たる事業となっている施設は除く。

(3) レンタルオフィス 仕事を行うスペースに関し、利用者が個室の専用スペースを契約できる市内の施設をいう。

(4) ワークेशन コワーキングスペース又はレンタルオフィスにおいて、テレワークを活用し、通常の職場が立地する場所以外の観光地等で、余暇を楽しみつつ仕事を行うことをいう。

(5) アクティビティ 自然、風土、歴史又は文化を活かした体験活動をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、群島外の個人事業主又は群島内に事業所を有しない法人企業とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者は、補助対象者とししない。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 個人事業主本人が、ワークेशनを行うこと。

イ 個人事業主又は法人企業が、その属する社員等にワークेशनを行わせること。

(2) 市内に3泊以上し、かつ、4日以上滞在すること。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) ワークेशनを実施する前の滞在地から本市に到着するまでに要する交通費

- (2) ワークेशन終了後の本市から次の滞在地に到着するまでに要する交通費
- (3) ワークेशन中の島内移動に要する交通費
- (4) ワークेशन中の市内における宿泊費
- (5) ワークेशन中のコワーキングスペース又はレンタルオフィスの利用料
- (6) ワークेशन中のアクティビティに要する経費
- (7) その他市長が必要と認める経費

3 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 航空機の座席をファーストクラス又はビジネスクラスにした場合の追加料金
- (2) 乗船券の等級を特等又は1等にした場合の追加料金
- (3) 鉄道の座席をグリーン車にした場合の追加料金
- (4) 航空会社又は宿泊予約サイトにおいてポイントを利用して支払った経費
- (5) 旅行代理店へ支払う手数料
- (6) 取消料又はキャンセル料
- (7) 振込手数料又は代引手数料
- (8) 参加者の食費
- (9) 消費税及び地方消費税等
- (10) その他市長が適当でないと認める経費

4 第2項の規定にかかわらず、補助対象経費について、国、県その他公的機関から他の助成を受けている場合は、重複する経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額（以下「補助金額」という。）は、補助対象経費の総額の2

分の1以内の額とし、30万円を上限とする。

- 2 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奄美市ワーケーション企業等誘致促進事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 参加者全員の本人確認書類の写し
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を奄美市ワーケーション企業等誘致促進事業補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、市内でのワーケーションが終了したときは、当該終了日から30日後の日又は2月28日のいずれか早い日までに、奄美市ワーケーション企業等誘致促進事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書

(3) 支出を証明する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、事業内容が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、奄美市ワーケーション企業等誘致促進事業補助金交付確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が、規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 補助金の交付決定、これに付した条件その他市長の指示に違反したとき。

(2) 補助対象経費について、国、県その他公的機関から他の助成を受けていると認められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(証拠書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の証拠書類を5年間保管しなければならない。

(様式等)

第12条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。